

大幅な株式分割等が行われた株券に係る機構名義への書換手数料等の見直しに伴う
手数料及びその料率等の一部改正について

1. 改正趣旨

先般、短期間に大幅な株式分割等を繰返し実施し、参加者の手数料負担を著しく増大させている銘柄が出現しているという状況に鑑み、このような大幅な株式分割等が行われた株券に係る振替及び保管手数料について特例的に対応することとし、参加者の負担軽減を図った。

ところで、当社は、預託株券の機構名義への書換に係る取次ぎ事務を証券代行会社に委託しているが、その取次ぎ事務に要した費用については、原則として、半年ごとの全預託銘柄の総株数を各参加者の預託株数に按分し、「機構名義への書換手数料」として、各参加者に負担いただくこととしている。今回、このような大幅な株式分割等が行われた株券に係る「機構名義への書換手数料」の算出方法について見直しを行うとともに、預託及び交付手数料についても振替手数料等と同様、特例的に対応することとし、「手数料及びその料率」等について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 機構名義への書換手数料の見直し

① 「機構名義への書換の取次に係る手数料」への用語の変更

現行の「機構名義への書換手数料」は、「機構名義への書換の取次に係る手数料」に用語を改めることとする。

② 徴収料率の算出方法

- a. 大幅な株式分割等が行われた株券（以下「特例株券」という。注 1）に係る機構名義への書換の取次に係る手数料の料率は、特例株券以外の預託株券とは別に、「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」（以下「特例株券の料率特例」という。）の規定により算出するものとする。
- b. 機構名義への書換の取次に係る手数料の料率は、原則として、預託を受けた株券の機構名義への書換の取次ぎに要した費用を、当該預託を受けた株数の総数（換算後。注 2）で按分した額とする。なお、特例株券にあっては、預託を受けた特例株券ごとに当該徴収料率を算出するものとする。
- c. 1 参加者による 1 日 5 億株（換算後）超（特例株券の場合は、特例株券ごと）の預託が行われた場合には、当該預託に係る機構名義への書換の取次ぎに要した費用は当該預託を行った参加者が納入するものとし、当該費用及び預託株数は、上記 b. の機構名義への書換の取次に係る手数料の料率の計算から除くものとする。
- d. 機構名義への書換の取次に係る手数料の料率は、半年（4 月から 9 月まで及び 10 月から翌年 3 月まで）ごとに算出するものとする。

(注 1) 特例株券は、特例株券の料率特例に規定する「分割等による調整率」が 100 倍以上となる株券。分割等による調整率は、平成 13 年 10 月 1 日以降に行われた株式の分割若しくは併合又は 1 単元の株式の数の変更（ただし、証券取引所に上場等される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度、次のとおり計算される。

分割等による調整率 = 「分割比率」 × 「併合比率」 × 「1単元の株式の数の変更比率」

※分割比率 = 株式の分割後の発行済株式の総数／株式の分割前の発行済株式の総数

※併合比率 = 株式の併合後の発行済株式の総数／株式の併合前の発行済株式の総数

※1単元の株式の数の変更比率

= 1単元の株式の数の変更前の1単元の株式の数／1単元の株式の数の変更後の1単元の株式の数

(注2) 1単元の株式の数が1,000株以外の銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じた数を当該1単元の株式の数で除して得た株数。単元株制度の適用を受けない銘柄である場合には当該株数に1,000を乗じて得た株数。

(2) 預託及び交付手数料の徴収料率に係る対応

特例株券に係る預託及び交付手数料の各徴収料率は、振替手数料と同様、それぞれの徴収料率に100を「分割等による調整率」で除して得た数を乗じて得た額とする（株式分割等が行われたことによる手数料負担増が100倍を上回らないよう調整する）。この場合、当該徴収料率を算出するための「分割等による調整率」の変更は、株式の分割又は併合については当該基準日の翌日又は株券提出期日の翌日に、1単元の株式の数の変更については変更日に行うこととする。

(算式例) 預託手数料に係る徴収料率（1株につき。1単元の株式の数が1,000株以外の場合）

$$= 0.003 \times \frac{1,000}{1 \text{ 単元の株式の数}} \times \frac{100}{\text{分割等による調整率}}$$

3. 実施時期

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行することとし、平成 16 年 4 月 1 日以降の手数料の算出方法について適用することとする。

以 上

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新			旧																										
<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)株券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」(以下「<u>特例株券の料率特例</u>」という。)に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券（以下「<u>特例株券</u>」という。）に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。</p> <p>2. ~ 5. (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構名義への書換の取次に係る手</td> <td>預託を行った参加者</td> <td>(1)株券 1株につき 預託株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用を、 預託を受けた株数の総数</td> </tr> </tbody> </table>			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	機構名義への書換の取次に係る手	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用を、 預託を受けた株数の総数	<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)株券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例」に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率については、当該特例の規定を適用して得られた額とする。</p> <p>2. ~ 5. (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構名義への書換手数料</td> <td>預託を行った参加者</td> <td>(1)株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額</td> </tr> </tbody> </table>			区分	徴収対象者	徴収料率	(略)			区分	徴収対象者	徴収料率	機構名義への書換手数料	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額
区分	徴収対象者	徴収料率																											
(略)																													
区分	徴収対象者	徴収料率																											
機構名義への書換の取次に係る手	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券（特例株券を除く。）の機構名義への書換の取次に要した費用を、 預託を受けた株数の総数																											
区分	徴収対象者	徴収料率																											
(略)																													
区分	徴収対象者	徴収料率																											
機構名義への書換手数料	預託を行った参加者	(1)株券 1株につき 預託株券の名義書換に要した費用を、預託を受けた株数の総数で按分した額																											

<p>数料</p>	<p>で按分した額。ただし、<u>特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料</u>については、<u>特例株券の料率特例4.の規定を適用して得られた額</u></p> <p>(1 参加者による 1 日 5 億株超の預託 (機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。)に係る株券 (特例株券を除く。)の機構名義への書換の取次に要した費用は、当該預託を行った参加者が納入するものとし、<u>当該預託に係る株券の機構名義への書換の取次に要した費用及び当該預託に係る株数の総数</u>を含まない。)</p> <p>(2) 協同組織金融機関の優先出資証券 1 口に <u>預託優先出資証券の機構名義への書換の取次に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p> <p>(3) 投資証券 1 口に <u>預託投資証券の機構名義への書換の取次に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p>	<p>(1 参加者による 1 日 5 億株超の預託 (機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を 1 日の預託株数とみなす。)に係る<u>株券の名義書換に要した費用</u>及び当該預託に係る<u>株券の総数</u>を含まない。)</p> <p>(2) 協同組織金融機関の優先出資証券 1 口に <u>預託優先出資証券の名義書換に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p> <p>(3) 投資証券 1 口に <u>投資証券の名義書換に要した費用</u>を、預託を受けた口数の総数で按分した額</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(注) 1 . 株券に係る<u>機構名義への書換の取次に係る手数料</u>は、1 単元の株式の数が 1,000 株以外の銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じた数を当該 1 単元の株式の数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じて得た株数に読み替えて、当該徴収料率を算出するものとする。</p> <p>2 . 証券取引所が定めた売買単位が 1 口以外の投</p>	<p>(注) 1 . 株券に係る<u>機構名義への書換手数料</u>は、1 単元の株式の数が 1,000 株以外の銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じた数を当該 1 単元の株式の数で除して得た株数に読み替え、単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に 1,000 を乗じて得た株数に読み替えて、当該徴収料率を算出するものとする。</p> <p>2 . 証券取引所が定めた売買単位が 1 口以外の投</p>	

資証券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料は、預託を受けた口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。

3. 機構名義への書換の取次に係る手数料は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれの期間ごとに徴収料率を算出する。

(削る)

4.・5. (略)

附 則

この改正規則は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日以降の手数料及びその料率について適用する。

資証券に係る機構名義への書換手数料は、預託を受けた口数を当該売買単位の口数で除して得た口数に読み替えて、上記徴収料率を算出するものとする。

3. 機構名義への書換手数料は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれの期間ごとに徴収料率を算出する。

4. 1参加者による1日5億株超の預託に係る株券の名義書換に要した費用は、当該預託を行った参加者が納入するものとする。

5.・6. (略)

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券（以下「特例株券」という。）に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>1.用語</p>	<p>1.用語</p>
<p>この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更（ただし、証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数（「分割等による調整率」という。以下同じ。）が100以上となる株券をいう。</p>	<p>(4) <u>大幅な株式分割等が行われた株券</u> 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更（ただし、証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数（「分割等による調整率」という。以下同じ。）が100以上となる株券をいう。</p>
<p>3. <u>特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</u></p>	<p>3. <u>大幅な株式分割等が行われた株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率</u></p>
<p>(1) <u>預託、振替、交付手数料の各徴収料率</u></p>	<p>(1) <u>振替手数料の徴収料率</u></p>
<p>手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める各料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p>	<p>手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>4. <u>特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料の徴収料率</u></p>	
<p>1株につき預託を受けた特例株券の機構名義への書換の取次に要した費用を、当該預託を受けた株数の総数で按分した額。この場合において、当該徴収料率は、特例株券ごとに算出するものと</p>	

する。

(2) 徴収料率の算出の取扱い

特例株券ごとに1参加者による1日5億株(1単元の株式の数が1,000株以外の銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じた数を当該1単元の株式の数で除して得た株数。単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じて得た株数。以下同じ。)超の預託(機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を1日の預託株数とみなす。以下同じ。)が行われた場合には、当該預託に係る株券の機構名義への書換の取次に要した費用及び当該預託株数の総数は、前(1)の手数料の料率の算出の対象としないこととする。

(3) 徴収料率の算出期間

前(1)の手数料の料率は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれの期間ごとに算出する。

5. 特例株券に係る各手数料の徴収対象者

(1) 預託、振替、交付、保管手数料

手数料及びその料率1.(1)株券に定める各徴収対象者

(2) 機構名義への書換の取次に係る手数料

預託を行った参加者。ただし、特例株券ごとに1参加者による1日5億株超の預託が行われた場合には、当該預託を行った参加者

附 則

この改正規則は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日以降の手数料の料率について適用する。